

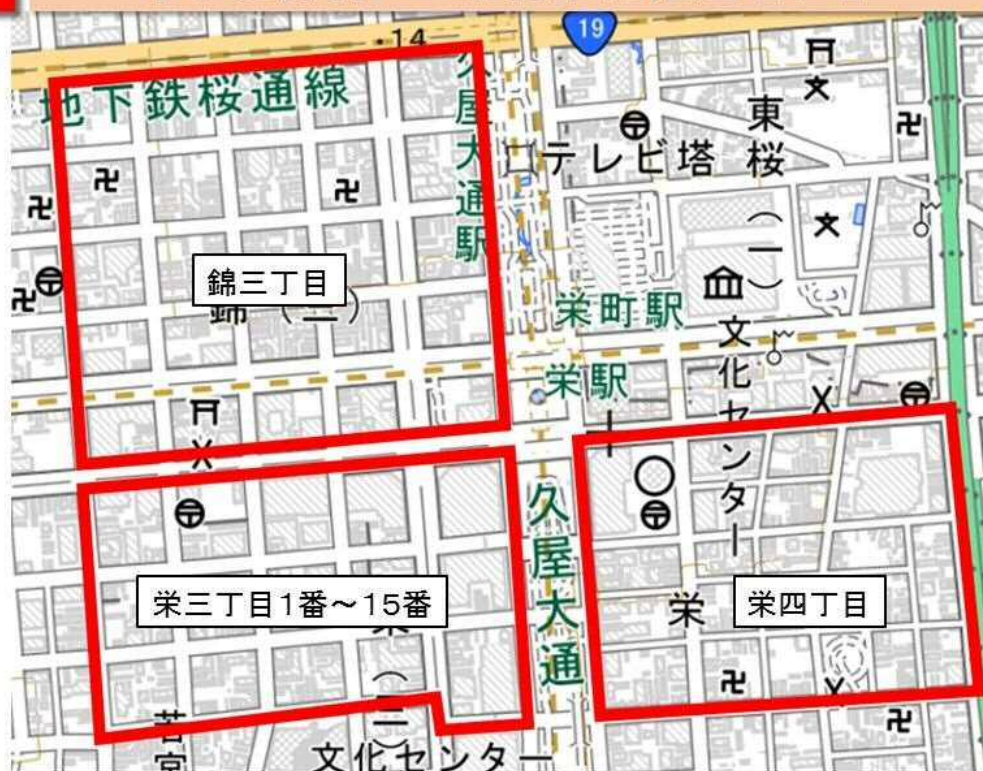
営業時間短縮・休業の要請

- ◎「接待を伴う飲食店」「酒類の提供を行う飲食店」等で多くのクラスターが発生し、感染が拡大。
- ◎東京都・大阪府・愛知県など、大都市圏で足並みを揃え「ガイドライン遵守」を徹底、感染の広がりが確認されたエリアに限定して「営業時間短縮要請」等を実施。

区域	栄・錦地区（名古屋市・中区）
期間	8月5日（水）～8月24日（月）・20日間
対象	○接待を伴う飲食店 ○酒類を提供する飲食店 ○カラオケ店
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

対象エリア

「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく『栄犯罪抑止・環境浄化推進地区』



■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」 ・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～20時)を要請」
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店 (特措法施行令第11条第1項 各号に掲げる施設)	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店	
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～20時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは
 飲樂的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)

対象施設と要請内容

<p>特措法の規制対象※</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 接待を伴う飲食店 (キャバレー・ホストクラブ等) ◎ 酒類を提供する飲食店 (バー・クラブ等) ◎ 酒類を提供するカラオケ店 	<p>ガイドラインを“<u>遵守していない</u>”施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)</p>
	<p>「休業を要請」</p>
	<p>ガイドラインを“<u>遵守している</u>”施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)</p>
	<p>営業時間短縮 (5時～20時)</p>
<p>特措法の規制対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 酒類を提供する飲食店 (居酒屋等) 	<p>営業時間短縮 (5時～20時)</p>

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)
第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

感染防止対策協力金(仮称)の支給

<p>支給額</p>	<p>1事業者1日あたり1万円 最大20万円</p>
<p>条件</p>	<p>下記の2点を実施していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業種別ガイドラインを遵守 ● 「安全・安心宣言施設」に登録し PRステッカーとポスターを掲示

愛知県新型コロナウイルス感染症

緊急事態宣言

区域：愛知県全域

期間：8月6日(木)～8月24日(月)

不要不急の行動自粛・変容

お盆休み期間中の行動自粛

県をまたぐ不要不急の移動自粛

感染防止対策の徹底

自分が感染しない、 人にうつさないための対策

- ①手指衛生の励行
- ②個人防護具の着用

施設内に持ち込まない ための工夫と対策

- ③面会やプログラムの制限、休止
- ④職員の健康管理の徹底

施設内で拡げないため の工夫と対策

- ⑤利用者の健康管理の徹底
- ⑥定期的な換気
- ⑦環境・器材消毒の実施
- ⑧給食、リネン管理の徹底

愛知県新型コロナウイルス感染症

警戒領域

感染防止対策の徹底

高齢者等への拡大防止

不要不急の行動自粛・変容

不要不急の東京等への移動自粛

県民・事業者の皆様へのお願い

10月13日(火)

県内の感染状況は、9月18日から「警戒領域」に移行しておりますが、感染症のリスクは依然として社会生活の場に続いております。

県民・事業者の皆様には、引き続き、社会経済活動とのバランスをとりながら、以下の感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

① 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

② 高齢者等への拡大防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

③ 「新たな日常」に対応した行動の変容

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒、換気など、基本的な感染防止対策を徹底して下さい。
- 飲食店での会食、カラオケやイベント、スポーツ観戦などでは、大声を出す行動を控えて下さい。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。

ハロウィンなど「季節の行事」における感染防止対策の徹底のお願い

10月28日(水)

今週末のハロウィンや、クリスマス、大晦日、初日の出など、多数の人が集まる「季節の行事」において、人と人の距離の確保等を管理する主催者がいないケースでは、適切な感染防止対策が講じられず、感染リスクが高まることが想定されます。

このため、県民・事業者の皆様には、以下の点に留意し、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

季節の行事における感染防止対策の徹底

- ハロウィンなど、多数の人が集まる「季節の行事」に参加する場合は、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など、「基本的な感染防止対策」を徹底して下さい。
- 公道など、主催者がいない場所で、不特定多数の人が密集し、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えて下さい。
- 街頭や飲食店での、大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えて下さい。
- 家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなど、新しい「季節の行事」の楽しみ方を検討していただくなど、工夫をお願いします。

営業時間短縮・休業の要請

区域	栄・錦地区（名古屋市・中区）
期間	11月29日（日）～12月18日（金）・20日間
対象	○接待を伴う飲食店 ○酒類を提供する飲食店 ○酒類を提供するカラオケ店
根拠法	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項

対象エリア

「愛知県安全なまちづくり条例」(第30条)に基づく
『栄犯罪抑止・環境浄化推進地区』



対象施設と要請内容

<p>特措法の規制対象※</p> <p>◎ 接待を伴う飲食店 (キャバレー・ホストクラブ等)</p> <p>◎ 酒類を提供する飲食店 (バー・クラブ等)</p> <p>◎ 酒類を提供するカラオケ店</p>	<p>ガイドラインを“遵守していない”施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設)</p> <p>「休業を要請」</p> <p>ガイドラインを“遵守している”施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設)</p> <p>営業時間短縮 (5時～21時)</p>
<p>特措法の規制対象外</p> <p>◎ 酒類を提供する飲食店 (居酒屋等)</p>	<p>営業時間短縮 (5時～21時)</p>

※ 特措法・施行令第11条(使用の制限等の要請の対象となる施設)
第1項第11号「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設」

感染防止対策協力金(仮称)の支給

支給額	1事業者1日あたり2万円 最大40万円
条件	下記の2点を実施していること ● 業種別ガイドラインを遵守 ● 「安全・安心宣言施設」に登録し PRステッカーとポスターを掲示

■休業又は営業時間短縮を要請する施設

種類	施設	要請の内容
----	----	-------

■特措法の規制対象

接待を伴う飲食店 ※	キャバレー	・ガイドラインを遵守していない施設 (安全・安心宣言施設ステッカー未掲示施設) 「＝休業を要請」 ・ガイドラインを遵守している施設 (安全・安心宣言施設ステッカー掲示施設) 「＝営業時間短縮(5時～21時)を要請」
	ダンスホール	
	スナック	
	ラウンジ	
	ホストクラブ	
	キャバクラ	
	上記以外の接待を伴う飲食店	
酒類の提供を行う 飲食店 <small>(特措法施行令第11条第1項 各号に掲げる施設)</small>	オーセンティックバー	
	ショットバー	
	スポーツバー	
	ダーツバー	
	カラオケバー	
	パブ	
	サロン	
	ナイトクラブ	
	ディスコ	
	上記以外の酒類の提供を行う飲食店	
酒類の提供を行うカラオケ店		

■特措法の規制対象外

その他の 酒類の提供を行う 飲食店	居酒屋	営業時間短縮(5時～21時)を要請
	大衆酒場	
	ビアホール	
	焼き鳥屋	
	焼き肉屋	
	上記以外のその他の酒類の提供を行う飲食店	

※「接待を伴う」とは

歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう (出典:風営法)